

令和6年度 山形市青少年問題協議会

日 時：令和6年7月25日（木）

15時～16時30分

会 場：市庁舎11階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

令和5年度 青少年健全育成及び非行防止等の実施状況について

4 協議事項

令和6年度 青少年健全育成及び非行防止等の取組みについて

5 情報交換

各機関の青少年施策について

- （1）山形地方法務局
- （2）山形保護観察所
- （3）山形警察署
- （4）山形少年鑑別支所

6 その他

7 閉 会

令和6年度 山形市青少年問題協議会委員名簿

No	号	区分	氏名	所属機関	職名等	新任委員	出欠
1		会長	佐藤 孝弘	山形市	市長		出席
2	2号委員	副会長	金沢 智也	山形市教育委員会	教育長		出席
3	3号委員	副会長	岡野 守昭	山形市青少年育成推進員連絡協議会	会長		出席
4	1号委員	委員	小田 賢嗣	山形市議会	議員		出席
5	1号委員	委員	井上 和行	山形市議会	議員		欠席
6	1号委員	委員	遠藤 吉久	山形市議会	議員		出席
7	2号委員	委員	森脇 聡巳	山形地方務局	人権擁護課長	新任	欠席
8	2号委員	委員	馬場 剛	山形保護観察所	統括保護観察官		出席
9	2号委員	委員 (代理)	鈴木 哲也 (叶 拓真)	山形警察署	生活安全課長 (生活安全課 生活安全係長)		代理出席
10	2号委員	委員	高橋 潤	山形県福祉相談センター	副所長（指導担当）（兼）児童福祉司	新任	出席
11	2号委員	委員	大橋 美子	山形少年鑑別支所	山形少年鑑別支所長	新任	出席
12	2号委員	委員	石川 隆一	山形家庭裁判所	主任家庭裁判所調査官	新任	出席
13	2号委員	委員	遠藤 賢	山形労働基準監督署	第1方面主任監督官	新任	出席
14	2号委員	委員	高橋 良治	村山地区高等学校長会 山形県立山形工業高等学校	山形県立山形工業高等学校長	新任	出席
15	2号委員	委員	山田 博志	山形市中学校長会 山形市立金井中学校	山形市立金井中学校長		出席
16	2号委員	委員	三浦 浩子	山形市小学校長会 山形市立蔵王第三小学校	山形市立蔵王第三小学校長	新任	出席
17	3号委員	委員	高野 則夫	山形市民生委員児童委員連合会	会長		欠席
18	3号委員	委員	伊藤 康則	山形市青少年育成市民会議	会長		出席
19	3号委員	委員	田中 千鶴子	山形市女性団体連絡協議会	監査	新任	出席
20	3号委員	委員	佐藤 博之	山形市子ども会育成連合会	会長		出席
21	3号委員	委員	村山 良光	山形人権擁護委員協議会山形市部会	山形人権擁護委員協議会子ども権委員会委員	新任	出席
22	3号委員	委員	沼澤 義夫	山形市青少年指導センター指導委員連絡会	会長		出席
23	3号委員	委員	高瀬 謙治	山形市社会福祉協議会	常務理事		出席
24	3号委員	委員	吉田 英二	山形青年会議所	常任理事		出席
25	3号委員	委員	山口 範夫	山形商工会議所	常務理事	新任	出席
26	3号委員	委員	高橋 あゆみ	山形市PTA連合会	母親委員長		出席
27	3号委員	委員	近藤 聡	村山地区高等学校PTA連合会	会長	新任	出席

幹事会

幹事長	高橋 一実	教育部長	1
幹事	西村 尚人	教育企画課長	2
幹事	花輪 信二	教育総務課長	3
幹事	横山 尚久	学校教育課長	4
幹事	長澤 典和	こども未来課長	5
幹事	菅江 正幸	保育育成課長	6
幹事	丹野 典子	こども家庭支援課長	7
幹事	川合 尚子	健康増進課 精神保健・感染症対策室長	8
幹事	佐藤 哲也	社会教育青少年課長	9
書記	山川 修	社会教育青少年課課長補佐	10
書記	佐藤 由美子	社会教育青少年課課長補佐兼青少年係長	11
書記	櫻井 奈々	社会教育青少年課主事	12
書記	林 実紀	社会教育青少年課主事	13
書記	高橋 正博	市青少年指導センター 専門指導員	14
書記	阿部 健一	市青少年指導センター 専門指導員	15

(報 告 事 項)

令和5年度 青少年健全育成及び非行防止等の実施状況について

1 基本方針

「山形市教育振興基本計画」に基づき家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくりを目指します。

山形市の将来を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく成長していくように、行政はもとより、家庭・学校・地域が連携し、時代に適応した青少年の健全育成・非行防止対策・安全・安心の環境づくりを推進します。

2 基本施策

家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全なひとづくり

- (1) 青少年の健全育成活動の充実
- (2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保
- (3) 青少年を取り巻く環境の改善
- (4) 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実

3 具体的施策

施 策 1 青少年の健全育成活動の充実

青少年問題に関する理解・意識高揚を図り、青少年の健全育成運動を促進する。

(1) 取組1 青少年の健全育成体制の充実

ア 山形市青少年問題協議会の開催

市の附属機関として、青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する施策について協議し、関係行政機関に対し意見を述べるもの。

日時：令和5年7月26日（水）

会場：市庁舎11階大会議室

イ 青少年健全育成講演会の開催

現在の青少年を取り巻く問題を取り上げた講演会を開催し、広く市民の理解を深めるとともに、その後の指導や対応に生かした。

※青少年指導センター創立60周年・青少年育成市民会議創立50周年記念講演を兼ねて開催。

日時：令和5年10月29日（日）

会場：山形国際ホテル

演題：「子どもがSNSから巻き込まれる犯罪について」

講師：佐々木 成三 氏（一般社団法人スクールポリス理事） 【参加者185名】

ウ 青少年育成推進員の委嘱・活動促進

地域における青少年健全育成運動を組織的・継続的に推進するために、各地区の学区ごとに1～2名を委嘱し、「青少年育成推進員」59名で活動した。

エ 「やまがたの青少年」の発行

例年、青少年問題協議会の開催時期に合わせて発行している。

160 部発行し、各地区青少年健全育成連絡協議会、教育委員、市内高校等へ配布した。

オ 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動への取り組み

書店・コンビニなどの有害図書陳列状況一斉調査を、各地区における夏季一斉街頭指導時に実施した。また、青少年育成団体と共催の健全育成講演会開催時に、関係団体や一般市民の参加者に啓発品を配布した。

- ・有害図書陳列状況一斉調査（7～8月）…地区ごとに実施
- ・啓発品ティッシュ配布（健全育成講演会時：10月）

（２）取組２ 青少年健全育成団体等への支援・協力

ア 地区青少年健全育成連絡協議会等の活動奨励

地域一体となって青少年健全育成運動を促進するための活動に対し、奨励金を交付し、支援している。34地区に対し一地区65,000円を交付した。（見守り活動、防犯ブザー等啓発品配付、地域安全マップ作成、座禅会等独自事業、声かけ運動、情報交換、研修会等）

イ 青少年健全育成団体等の支援

青少年の健全育成・非行防止の自主的活動を展開する青少年育成団体等に、補助金等を交付し支援した。

補助金交付団体…4団体、負担金交付団体…3団体

	団体名	金額(円)	活動内容
補助金	山形市青少年育成市民会議	150,000	会員・有志が協力連携し、青少年の健全育成に関する市民運動を行う。
	山形市子ども会育成連合会	470,000	子ども会活性化、各種研修会、ジュニアリーダーの育成、功労者・優良子ども会の表彰など
	山形市PTA連合会	800,000	単位PTAとの連絡を密にし、教育振興の向上と児童生徒の健全育成の推進を図る。
	学習空間 mana-vi	12,280,000	子どもの自主学習空間の運営や、大人との交流事業を行い、子どもの健全育成を図る。
負担金	山形市青少年育成推進員連絡協議会	350,000	地区における青少年健全育成活動を促進し、推進員の資質向上と連携を図る。
	山形市青少年指導センター指導委員連絡会	350,000	青少年指導センターとともに、青少年の非行防止について情報交換し、研修ならびに会員相互の親睦を図る。
	山形市青少年指導センター創立60周年記念等事業	187,077	青少年指導センター創立60周年と青少年育成市民会議創立50周年を祝う記念式典及び記念誌の発行を行う。

（３）取組３ 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知

ア 子ども・若者育成支援の連携・協力

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、困難を抱える子ども・若者を支援するために、県で設置する『若者相談支援拠点』（県内8ヶ所、うち山形市内3ヶ所）と連携・協力しながら啓発に努めた。

山形市内の支援拠点施設	所在地	相談受付
認定特定非営利活動法人 発達支援研究センター フリースペース雨やどり	山形市小荷駄町2番7号 SUN まち内	電話受付 日～金曜日 10:00～17:00
特定非営利活動法人 クローバーの会アットやまがた フリースペースいろは	山形市南原町一丁目27番 20号	電話受付 月～土曜日 10:00～17:00 来所相談 火・水・木・土 14:00～17:00
特定非営利活動法人 プチュナイテッドアスリートクラブ あにまるplus	山形市飯田三丁目2番12号	電話受付 月～金曜日 10:00～16:00

(4) 取組4 二十歳の祝賀式の開催

二十歳を迎える者に社会の形成者として自覚を呼びかけるとともに、これを祝う「二十歳の祝賀式」を開催した。二十歳を迎える方が主体的に参加できる式典とするため、有志による実行委員会を組織し、式典内容の検討や運営を担った。

- ・日 程：令和6年1月7日（日）
- ・場 所：山形市総合スポーツセンター
- ・参加人数：1,653名

施 策 2 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保

「子どもたちを より多くの目で見守ります」という基本理念のもと、「子どもの安全・安心対策の基本方針」（資料4）に基づき、実施主体や関係部課等と連携を図りながら、子どもの登下校時等の安全・安心の確保に努める。

(1) 取組1 子どもの安全・安心対策の組織的推進

ア 通学路の安全確保

小学校通学路安全点検、冬期間の除排雪の対応を行い、通学路の安全確保を図った。

（学校教育課）

中学校通学路の防犯灯整備と維持管理を行った。（教育企画課）

イ 子どもたち自身の対処方法の知識や能力の向上

（ア）学校において、防犯対策訓練等の各種対策を実施した。（学校教育課）

（イ）安全マップ等を活用した積極的な安全指導を、全小中学校に呼びかけた。（学校教育課）

(2) 取組2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実

ア 子ども見守り活動の推進

（ア）子どもの安全・安心対策を組織的に推進（社会教育青少年課）

他の部署、機関とも連携し安全・安心対策を推進した。

（イ）子どもたちの安全・安心を地域で守る体制の充実（社会教育青少年課）

各地区の「子ども見守り隊」運動を啓発・支援した。

イ 危険箇所の把握（危険が潜みやすい場所の改善）

（ア）公園等の植栽やトイレの適正な維持管理を、地域からの情報に基づき、関係部署に依頼する等により改善に努めた。（社会教育青少年課）

（イ）街頭指導や巡回時に危険箇所等を把握、関係部署に改善を依頼した。（社会教育青少年課）

- (ウ) 安全マップの活用や見直しを図りながら、学校や地域からの情報に基づき、関係部署に改善を依頼した。(学校教育課)

(3) 取組3 緊急情報の迅速な配信

ア 「子ども安全情報配信システム」の運用 (社会教育青少年課)

平成18年度から、「子ども安全情報配信システム」により、登録された携帯電話等に緊急情報を配信し、保護者をはじめ、広く市民に周知した。また、長期休業前や部活動の大会前に注意喚起を促すメールを配信し、事件・事故及び犯罪・非行の未然防止に努めた。令和3年4月からは、山形連携中枢都市圏の連携事業として、村山管内6市7町の不審者情報の配信を開始し、子どものたちの安全確保のため情報発信とその共有に努めた。

年 度	配信件数	うち不審者事案 (山形市)	うち不審者事案 (広域)	うち注意喚起
令和 5 年度	49 件	12 件	33 件	4 件

(4) 取組4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実

ア 複数での登下校

複数での登下校を、小・中学校の実情に応じて実施した。(学校教育課)

イ 体験活動や居場所づくり

放課後や週末における、児童の安全・安心な活動拠点を確保した。

[放課後児童クラブ、放課後子ども教室] (保育育成課、社会教育青少年課)

施 策 3 青少年を取り巻く環境の改善

関係行政機関及び地域団体等と連携しながら、青少年に有害な環境の浄化に努める。

(1) 取組1 有害広告・有害図書等の監視・調査

ア 有害違法簡易広告物の監視

有害違法簡易広告物を発見した場合は、村山総合支庁へ通報し、除去依頼を行っている。

平成28年度から令和5年度まで除去実績なし。

イ 有害図書陳列状況の調査

「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の一環として、有害な図書・情報紙(フリーペーパー)・DVD等の区分陳列を促進するとともに、大人のおもちゃ・有害図書類自動販売機類を、設置させない運動を促進している。(再掲：施策1取組1のオ)

[陳列状況一斉調査箇所]

年 度	【上段】：調査した店舗数							
	【下段左】：図書類有の店舗数				【下段右】：陳列優良の店舗数			
	コンビニ		書店		その他		合計	
令和 5 年度	79		3		8		90	
	27	10	2	1	4	3	33	14
令和 4 年度	78		5		12		95	
	22	10	5	5	2	2	29	17
令和 3 年度	77		5		12		94	
	24	18	5	5	4	3	27	8

(参考：コンビニの対応について)

おもなコンビニ各社が加盟する日本フランチャイズチェーン協会の取り決めにより、令和元年8月末現在をもって18歳未満への販売・閲覧防止の措置をとっているが、陳列の最終判断は各店舗に委ねられている。

(2) 取組2 青少年のインターネット適正使用の啓発

ア フィルタリングについての啓発

携帯電話やスマートフォンでのインターネットの適切な利用及びフィルタリングの必要性、困った時の相談窓口等について、広報・啓発した。

- ・「広報やまがた」(R5.7.15号、R6.3.15号)、山形市ホームページへの掲載
- ・警察庁などで作成している啓発用チラシを、中学3年生に配布

イ インターネット適正使用等に関する研修会の実施

(ア) 学校において、インターネット等の利用について児童生徒に対し指導するとともに、保護者に対し、指導及び啓発を実施した。(学校教育課)

(イ) インターネットに関わる生徒指導上の問題について、教職員の研修及び情報交換を実施。また、情報モラル等の実践指導資料を作成し、小中学校の授業で活用できるようにホームページに掲載した。(学校教育課)

(ウ) 青少年指導センター創立60周年・青少年育成市民会議創立50周年記念式典後、「子どもがSNSから巻き込まれる犯罪について」の講演会を開催し、青少年団体や一般市民への啓発を行った。(再掲：施策1取組1のイ)

ウ インターネット等安全パトロールの実施

児童生徒のインターネット上の掲示板等への書き込みを検索閲覧する「ネット安全パトロール」を、平成24年4月から実施している。令和2年度後半には、パトロールする通信機器の環境整備を行い、近年若者の通信手段で浸透している「インスタグラム」等、SNS上でのパトロールを新たに開始するとともに、小中高校等一校ずつの校名検索により学校や個人が特定される書き込みのチェックを行うなど、監視方法やパトロール体制の改善と強化を図った。

ネット安全パトロール実施状況

年度 (件数)		市内		市外		合計
		小中学校	高校	小中学校	高校	
令和5年度	検索	6,244		7,336		13,580
R6.3.末日現在	学校等へ連絡	0	2	0	0	2
令和4年度	検索	5,606		4,752		10,358
R5.3.末日現在	学校等へ連絡	0	2	0	2	4
令和3年度	検索	10,948		2,988		13,936
R4.3.末日現在	学校等へ連絡	0	1	3	3	7

(3) 取組3 薬物乱用防止の啓発

ア 薬物乱用防止の啓発

国や警察庁などが作成した薬物乱用防止ポスターの掲示や、薬物乱用防止についてのチラシ・リーフレットを、各種会議で配布するなどして啓発した。

<相談等の状況 [件数] >

各年度3月末日現在

年度	電話	面談	メール	合計
令和5年度	88(1)	1(1)	30(3)	119(5)
令和4年度	86(2)	0	34(3)	120(5)
令和3年度	16(4)	2	29(3)	47(7)

※上記（ ）内は他専門機関への“つなぎ紹介”件数

<相談等の内訳>

各年度3月末日現在年間実績

相談種別		電話			面談			メール			合計		
年度		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
合計		16	86	88	2		1	29	34	30	47	120	119
相談者 内訳	少年本人	11	65	76	1			13	24	24	25	89	100
	家族その他	5	21	12	1		1	16	10	6	22	31	19
対象 少年 内訳	小学生	2	1	2				18	7	2	20	8	4
	中学生	9	12	12					9	9	9	21	21
	高校生	5	45	66	2		1	9	10	10	16	55	77
	その他		28	8				2	8	9	2	36	17
相談 内容 内訳	学校生活	2	8	1				20	13	8	22	21	9
	進路			2				1	3	1	1	3	3
	部活	1		3					2	1	1	2	4
	不登校	1		1	1						2		1
	交友関係	1		8				2	2	4	3	2	12
	異性関係	1	7	4					1		1	8	4
	性に関すること	2	44	54					1		2	45	54
	いじめ	1	2	3				2	2	3	3	4	6
	家庭内暴力												
	虐待												
	引きこもり												
	携帯電話	1		2			1				1		3
	家庭のこと	2	2		1			2	5	3	5	7	3
	身体のこと		17	9						1		17	10
	しつけ									1			1
	その他	4	6	1				2	5	8	6	11	9

<少年相談のPR・広報状況>

周知種類	周知対象	周知時期		備考
少年相談カード	小・中・高の児童生徒	6月	9月	小学生4年生以上対象
少年相談チラシ	小・中の保護者		9月	全校生徒の保護者対象
広報やまがた	市全世帯	毎月1日号		
カード用ラック	小・中・高の校内設置	R元9月		令和元年度

(3) 取組3 研修会の実施や外部研修への派遣

ア 青少年指導センター指導委員、少年相談員を対象とした研修会の開催

(ア) 中央指導委員研修会

日時：令和5年10月29日（日）

会場：山形国際ホテル

演題：「子どもがSNSから巻き込まれる犯罪について」

講師：佐々木 成三 氏（一般社団法人スクールポリス理事）

参加者：中央指導委員135名

※青少年指導センター創立60周年・青少年育成市民会議創立50周年記念講演
を兼ねて開催

(イ) 少年相談員研修会

日時：令和6年3月12日（火）

演題：「山形市の包括的相談支援体制と少年相談の関わり方」

講師：山形市生活福祉課、福祉まると相談員、山形市こども家庭支援課

参加者：8名

(4) 取組4 広域連携の推進

ア 県内各青少年指導センターとの連携

山形県内の各補導（指導）センターの連絡協議会について、オンラインで総会を開催し、情報共有、長期功労者表彰を行った。

・山形県青少年補導連絡協議会総会 令和5年4月26日（水）

イ 関係機関との連携による合同街頭指導の実施等

(ア) 他行政機関との連携

子どもたちの行動範囲の広がりにより、周辺市町から山形市へ、または、山形市から仙台市への往来があるため、他市町等や警察署との合同での街頭指導を実施している。

a 他市町、県等との連携

①山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町、村山総合支庁

日時：令和5年6月19日（月）

→例年、6月下旬の中学校総体振替日にイオンモール天童にて実施。

②仙台市（仙台市こども若者相談支援センター）との連携

日時：令和5年9月26日（火）

→例年、9月下旬の市中学校新入大会振替日に仙台市中心街にて実施。

b 警察等との連携

日時：令和5年7月28日（金）

→「少年非行防止の日」（県警設定）に、隣接各警察署及び山形地区少年補導員（県警委嘱者）が2班編成で実施（山形駅周辺、霞城公園等）

(イ) 教職員との連携

村山地区高等学校生徒指導協議会との情報交換や、中央指導委員として委嘱している

小中高教職員と青少年指導センター専門指導員による長期休業時の街頭指導の実施など、市内小中学校及び村山地区の高校との連携・協力を図っている。

(ウ) その他健全育成団体等との連携

P T A母親委員 (R5. 12. 6) 山形南ロータリークラブ・山形イブニングロータリークラブ (R6. 3. 7) を対象に研修会及び合同街頭指導を実施。

街頭指導を通した、子どもたちの今の状況把握とその情報共有を行った。

ウ 「いじめ・非行をなくそう」県民運動への取組

いじめ・非行の防止・根絶に向け、学校のみならず地域や家庭が連携して、「いじめ・非行を許さない・見逃さない」地域・環境づくりを進める。

- ・ 標語応募校 (小中学校) : 53 校

- ・ 作品数 : 6, 931 作品

- ※ 各応募校の代表優秀作品を表彰する。

(協 議 事 項)

令和6年度 青少年健全育成及び非行防止等の取組みについて

青少年の現況を踏まえ、健全育成及び非行防止活動を各種団体や関係機関と連携し工夫ある取り組みを実施します。

また、社会情勢の変化とともに青少年を取り巻く環境が大きく変わり、青少年問題もますます多様化・複雑化していることから、青少年が抱える問題や困難等に対し適宜支援ができるよう安全・安心な環境づくりを推進します。

施 策 1 青少年の健全育成活動の充実

青少年の健全育成に向け、青少年育成推進員による地域活動を推進するとともに、講演会開催等による活動の周知を図る。また、青少年健全育成団体等への支援を行うとともに、青少年が抱える問題に対応するため、相談機関や専門機関との連携を図る。

(1) 取組1 青少年の健全育成体制の充実

- ア 山形市青少年問題協議会の開催
令和6年7月25日(木) 山形市役所で開催
- イ 青少年健全育成講演会の開催
令和6年11月1日(金) 山形ビッグウィングで開催予定
- ウ 青少年育成推進員の委嘱・活動促進
学区ごとに選出された「青少年育成推進員」59名による地域活動
- エ 「やまがたの青少年」の発行
令和6年7月発行
- オ 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動への取り組み
・有害図書陳列状況一斉調査 : 令和6年7～8月
・啓発キャラバン(ティッシュ配布) 予定

(2) 取組2 青少年健全育成団体等への支援・協力

- ア 地区青少年健全育成連絡協議会等の活動奨励
奨励金の交付による支援
- イ 青少年健全育成団体等の支援
補助金交付団体…4団体、負担金交付団体…2団体に支援

(3) 取組3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知

- ア 子ども・若者育成支援の連携・協力
若者相談支援拠点(市内3か所)との連携による困難を抱える子ども・若者支援

(4) 取組4 「二十歳の祝賀式」の開催

- ア 1月の成人の日の時期に合わせ、実行委員を組織し開催

施 策 2 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保

「子どもの安全・安心対策の基本方針」における、「子どもたちを より多くの目で見守ります」という基本理念のもと、実施主体や関係部署等と連携を図りながら、子どもの登下校時等の安全・安心の確保に努める。

(1) 取組1 子どもの安全・安心対策の組織的推進

ア 通学路の安全確保

中学校通学路の防犯灯整備と維持管理

イ 子どもたち自身の対処方法の知識や能力の向上

学校における防犯対策及び安全指導（各学校）

(2) 取組2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実

ア 子ども見守り活動の推進

各地区の「子ども見守り隊」運動を啓発、支援

イ 危険箇所の把握（危険が潜みやすい場所の改善）

危険箇所調査：令和6年7～8月

(3) 取組3 緊急情報の迅速な配信

ア 「子ども安全情報配信システム」の運用

- ・不審者情報及び注意喚起の配信
- ・講演会や研修会など、多様な安全情報の配信
- ・山形連携中枢都市圏の連携事業として村山管内6市7町の安全情報の配信
- ・県警本部と連携した「子ども防犯ミニ情報」の配信

(4) 取組4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実

ア 複数での登下校

小中学校の実情に応じた登下校の実施

イ 体験活動や居場所づくり

放課後児童クラブ、放課後子ども教室による安全安心の確保

施 策 3 青少年を取り巻く環境の改善

関係行政機関及び地域団体等と連携しながら、青少年に有害な環境の浄化に努める。

(1) 取組1 有害広告・有害図書等の監視・調査

ア 有害違法簡易広告物の監視

通年実施

イ 有害図書調査

有害図書陳列状況調査：令和6年7～8月

(2) 取組2 青少年のインターネット適正使用の啓発

ア フィルタリング、ペアレンタルコントロールについての啓発

- ・「広報やまがた」令和6年8月15日号掲載（複数回掲載予定）
- ・山形市ホームページへの通年掲載

- イ インターネット適正使用等に関する研修会の実施
学校における情報モラル・ネットトラブルに関する研修会を実施（各学校）
- ウ インターネット等安全パトロールの実施
コミュニティ掲示板（爆サイ）及びSNS上の不適切な書き込みの通年監視

（３）取組３ 薬物乱用防止の啓発

６月２１日山形駅東西自由通路でのキャンペーン（啓発品配付、パネル展示）に参加
他に、国や警察庁などが作成した薬物乱用防止ポスターの掲示や、薬物乱用防止についてのチラシ・リーフレットを各種会議で配布・啓発予定。

施 策 ４ 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実

青少年指導センターを拠点に街頭指導と少年相談を実施するとともに、学校、関係機関・団体等と連携・協力しながら、青少年の非行防止対策・相談体制を推進する。

（１）取組１ 街頭指導の実施

- ア 市内繁華街を中心とした、平日毎日の街頭指導の実施
青色防犯パトロール車による機動力を活用した街頭指導の実施
- イ 学校の長期休業期間や祭り花火大会開催時の各地区街頭指導の実施
 - ・ 夏季休業中一斉街頭指導：令和６年７～８月
 - ・ 冬休み（年末年始）、春休み（年度末）での実施
 - ・ その他行事等に合わせた街頭指導の実施
- ウ 広域的な街頭指導の実施
時期を限定せず、定期的な街頭指導をイオンモール天童にて実施
- エ 各地区街頭指導時の危険箇所の把握と改善
危険箇所調査：令和６年７～８月（施策２取組２のイ再掲）

（２）取組２ 少年相談の実施

- ア 青少年指導センター少年相談員による電話・メール・面談による悩み相談の実施
 - ・ 電話、面談：平日の午後１時～午後５時 メール：２４時間受付
 - ・ SNS相談への対応
- （山形市ホームページから厚生労働省推奨団体、県事業、市の協力先への案内）

（３）取組３ 研修会の実施や外部研修への派遣

青少年指導センター指導委員、少年相談員を対象に外部講師による研修会実施

（４）取組４ 広域連携の推進

- ア 県内各青少年指導センターとの連携
 - ・ 山形県青少年補導連絡協議会 総会
令和６年５月１０日（金） オンライン開催
- イ 関係機関との連携による合同街頭指導の実施等
（ア）他市町、県等との連携

- ①上山市、天童市、山辺町、中山町、村山総合支庁との合同街頭指導
令和6年6月17日（月）イオンモール天童にて実施
- ②仙台市（仙台市こども若者相談支援センター）との連携
令和6年10月、仙台市街地の街頭指導を実施予定
※青少年指導センター所員だけでなく、地区の青少年指導委員も参加の予定
- （イ）警察等との連携
令和6年10月1日（火）予定（新人戦の振り替え休日）
山形警察署員と合同で、霞城公園、山形駅方面、駅ビル、隣接公園を中心に実施予定
- （ウ）教職員との連携
村山地区高等学校生徒指導協議会との情報交換、中央指導委員として委嘱している
小中高教職員と青少年指導センター専門指導員による長期休業時の街頭指導の実施
- （エ）その他健全育成団体等との連携
山形南ロータリークラブとの合同街頭指導
山形市PTA連合会との合同街頭指導
- ウ 「いじめ・非行をなくそう」県民運動への取組
小中学校からの標語を募集し代表優秀作品を表彰

(情 報 交 換)

各機関の青少年施策について

No.	機関名	青少年関連施策等 (取り組み、事業など)	内 容
1	山形地方法務局 (山形人権擁護委員 協議会山形市部会)	・子どもの人権SOSミニレター ・子どもの人権110番	別添資料、パンフレット ・「子どもの人権SOSミニレター」事業 ・今、悩みを抱えるあなたへ
2	山形保護観察所	・社会を明るくする運動強化月間・再犯防止啓発月間	別添パンフレット ・社会を明るくする運動 ～想う、ときには足をとめ。～
3	山形警察署	・山形警察署管内の少年補導概況	別添資料あり ・山形警察署管内の少年補導概況について ほか
4	山形少年鑑別支所	・山形少年鑑別支所（やまがた法務少年支援センター）による青少年心理相談室について	別添パンフレット ・地域の非行・犯罪の防止と青少年の健全育成に取り組んでいます ・青少年の心理相談に応じます

○地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号)

最終改正：平成二五年六月一四日法律第四四号

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三二年六月一日法律第一五八号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附 則 （昭和三七四年四月一六日法律第七七号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四一年三月三十一日法律第一六号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四三年六月一五日法律第九九号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第八〇号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正

規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○山形市青少年問題協議会設置条例

昭和34年 3 月25日 条例第 3 号

改正

昭和43年 6 月15日 条例第30号

平成13年 3 月23日 条例第10号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第 1 条の規定に基づく機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成13年条例10号〕

(設置)

第 2 条 この市に、山形市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

全部改正〔平成13年条例10号〕

(所掌事務及び意見の具申)

第 3 条 協議会は、この市における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及びこの市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 4 条 協議会は、会長及び委員30人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 学識経験がある者

(学識経験委員の任期)

第 5 条 前条第 3 項第 3 号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 会長は、会務を総理する。

- 2 協議会に副会長 2 人を置く。
- 3 副会長のうち 1 人はこの市の教育長とし、他の 1 人は委員の互選によつて定める。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成13年条例10号〕

(会議の議長)

第7条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(専門委員)

第8条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が命じ、又は委嘱する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成13年条例10号〕

附 則

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年6月15日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

○山形市青少年問題協議会設置条例施行規則

平成13年 3 月28日教育委員会規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形市青少年問題協議会設置条例（昭和34年市条例第3号）第9条の規定に基づき、山形市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会の会議は、会長が招集する。

(委員の議題提出)

第3条 委員が協議会の議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要な資料を、協議会開催5日前まで会長に送付するものとする。

(事務機構)

第4条 協議会に、幹事長、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事長、幹事及び書記は、この市の職員のうちから、教育委員会が命じ、又は委嘱する。

3 幹事長は、協議会の事務を掌理する。

4 幹事は、協議会の事務を処理する。

5 書記は、協議会の事務に従事する。

(幹事会)

第5条 協議会の事務の連絡調整を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長は、会議の議長となる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

子どもの安全・安心対策の基本方針

(1) 方針策定の経緯

児童生徒が不審者から声をかけられたり、連れ去られようとするなど、子どもの安全・安心を脅かす事件等への対策として、平成18年1月に「子どもの安全・安心対策の基本方針」を策定。

平成21年2月には、実行性を高め効果的に推進していくための改定を行い、平成27年9月には、子どもたちを取り巻く社会環境等に即した安全・安心対策とするため二回目の改定を行った。

(2) 目的

登下校時の危険性を踏まえ、安全・安心を守ることを目的とする。

(3) 基本理念

「子どもたちを、より多くの目で見守ります」

子どもたちの安全・安心のために、可能な限り多くの対策を講じ、より多くの目で見守る。

(4) 基本方針とその施策

基本理念をふまえ、次の二つの視点から子どもの安全・安心対策を推進する。(別表)

- ① 子どもが一人になる場面を、可能な限り無くすこと。
- ② 子ども自身が、自らを守ることを身につけること。

(5) 施策の推進にあたって

これらの安全・安心対策は、その全てが有機的に連携することによって、はじめて有効性を発揮する。「子ども安全対策会議」のもと、実施主体、関係部署等と連携して推進する。

また、保護者の協力を必要とするものについては、これを周知し、実効性を高めていく。

（４）基本方針とその施策（別表）

（平成27年9月改定：実施内容）

基本方針と施策	実 施 内 容	所 管 課
子どもの安全・安心対策を組織的に推進します。		
関係部署との連携の充実	教育委員会内の関係課による「子ども安全対策会議」のもと、他の部署とも連携して推進します。	社会教育青少年課
子どもたちの安全・安心を地域で守る体制の充実を推進します。		
「子ども見守り隊」運動の充実	各地区で展開している「子ども見守り隊」運動を、啓発・支援します。	社会教育青少年課
「こども１１０番」の充実	学校、地域の関係団体と警察署との連携のもと、「こども１１０番」について啓発・支援します。	社会教育青少年課
公民館による防犯意識の高揚	関係機関の要望に基づき、公民館だよりや館内掲示スペース等に子どもの安全・安心対策に関する情報を掲載し、地域の防犯意識の高揚を図ります。	社会教育青少年課
子どもたち自身の対処方法の知識や能力の向上を推進します。		
防犯訓練等の各種対策の実施	学校教育課から、全小中学校に訓練や講話の実施を呼びかけます。	学校教育課
安全マップの活用	安全マップ等を活用した積極的な安全指導の実施を、学校教育課から全小中学校に呼びかけます。	学校教育課
緊急情報を迅速に送信し、即応性を高めます。		
携帯電話等による「子ども安全情報配信システム」の運用	登録された携帯電話等に緊急情報を配信し、保護者をはじめ、広く市民に周知します。また、長期休業前には犯罪や非行の未然防止を促すメールを配信し、子どもの健全育成に努めます。	社会教育青少年課
一人にならない、一人にしないための仕組みの充実を推進します。		
複数での登下校の実施	複数での登下校を出来る限り実施するように、学校教育課から全小中学校に呼びかけます。	学校教育課
放課後子ども教室の実施	放課後や週末における、児童の安全・安心な活動拠点を確保します。	社会教育青少年課
危険が潜みやすい場所の改善を推進します。		
防犯灯の設置と適正な維持管理の推進	中学校通学路の防犯灯整備及び維持管理を行っていきます。	教育企画課
公園等の植栽やトイレの適正な維持管理の推進	学校や地域からの情報に基づき、関係部署に依頼します。	社会教育青少年課
街頭指導・巡回による危険箇所等の把握及び改善	青少年指導センター指導委員による街頭指導・巡回において危険箇所等を把握し、関係部署に改善を依頼します。	社会教育青少年課
空き家や倉庫、小屋など普段人影の無い場所の適正な維持管理の推進	安全マップの活用や見直しを図りながら、学校や地域からの情報に基づき、関係部署に依頼します。	学校教育課

< 参 考 >

一人にならない、一人にしないための仕組みの充実を推進します。		
青色防犯パトロールの実施	青色回転灯を装着した交通安全指導車により、通学路を中心に巡回します。	市 民 課
放課後児童クラブ（学童保育）の運営	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与え健全な育成を図ります。	保育育成課

※ 所管課は事務担当課